

## 別記第1号様式

(※店舗ごとに作成が必要です。)

## 和歌山県営業時間短縮要請協力金支給申請書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請者住所	
フリガナ	
法人名又は屋号	
フリガナ	
役職名及び代表者名 (個人事業主の場合は氏名)	
連絡先電話番号	

和歌山県営業時間短縮要請協力金の支給について、和歌山県営業時間短縮要請協力金規程第6の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規程第4に規定する協力金の不支給要件に該当することが判明した場合、同規程第12の規定に基づき、協力金の支給決定の全部又は一部を取り消されても何ら異議の申立てを行いません。

◆提出書類 (必要な書類の添付を確認後、にチェックマーク「✓」を記入してください。)

## 1. 店舗の1日当たりの売上高を問わず提出する書類

## ア 提出必須書類

- 支給額算定資料
- 宣誓書 (別記第2号様式)
- 飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し
- 申請店舗の外観・内観の写真
- 営業時間短縮又は休業の実施状況及び通常の営業時間が分かる書類  
(営業時間短縮実施チラシの掲示写真等)
- 申請者 (法人の場合は法人名義) の銀行口座通帳の写し

## イ 該当する場合に提出する書類

- (営業時間短縮要請期間中に閉店した場合)  
閉店したことが分かる書類 (閉店日を知らせる旨の掲示物の写真等)
- (法人の場合) 役員名簿 (別記第3号様式)
- 営業許可証の名義と申請人が異なる場合の申立書 (別記第4号様式)

## 以下の書類は売上高が8万3,333円以下の場合、提出が不要です

### 2. 1日当たりの売上高が8万3,333円を超える場合又は大企業の方が申請する場合の追加で提出する書類

#### 2-① 売上高方式

##### 共通 【計算方式に関わらず提出が必要な書類】

- 前年度又は前々年度に係る以下の書類
  - （法人の場合）法人事業概況説明書の控えの写し
  - 青色申告書決算書（月別売上高）若しくは白色申告書（収支内訳書）の控えの写し

以下、計算方式によって併せて提出が必要な書類

##### (ア) 時短要請期間方式

- 店舗の2019年又は2020年の4月22日～5月11日の売上高が分かる以下の書類
  - 売上台帳等（様式不問）の写し

##### (イ) 月単位方式

- 店舗の2019年又は2020年の4月と5月の売上高が分かる以下の書類
  - 売上台帳等（様式不問）の写し
  - ※青色申告書決算書（月別売上高）を提出する場合は不要です。
  - ただし、複数店舗を経営している場合は必須です。

##### (ウ) 年単位方式

- （複数店舗を経営している場合）売上台帳等（様式不問）の写し

#### 2-② 売上高減少額方式

##### 共通 【計算方式に関わらず提出が必要な書類】

- 前年度又は前々年度に係る以下の書類
  - （法人の場合）法人事業概況説明書の控えの写し
  - 青色申告書決算書（月別売上高）若しくは白色申告書（収支内訳書）の控えの写し

以下、計算方式によって併せて提出が必要な書類

##### (ア) 時短要請期間方式

- 店舗の2019年又は2020年の4月22日～5月11日の売上高が分かる以下の書類
  - 売上台帳等（様式不問）の写し
- 店舗の2021年の4月22日～5月11日の売上高が分かる以下の書類
  - 売上台帳等（様式不問）の写し

##### (イ) 月単位方式

- 店舗の2019年又は2020年の4月と5月の売上高が分かる以下の書類
  - 売上台帳等（様式不問）の写し
  - ※青色申告書決算書（月別売上高）を提出する場合は不要です。
  - ただし、複数店舗を経営している場合は必須です。
- 店舗の2021年の4月と5月の売上高が分かる以下の書類
  - 売上台帳等（様式不問）の写し

#### 2-③ 新規創業者（開店1年未満の場合）

- 開店から2021年5月11日までの売上高が分かる以下の書類
  - 売上台帳等（様式不問）の写し

※上記のいずれにおいても、要請対象以外の部門（例：テイクアウト）を営んでいる場合、当該部門を除いた要請対象部門に係る売上げが分かる書類を提出してください。